

関連規則・規程

● 一橋大学附属図書館研究開発室規則

平成24年3月7日

規則第31号

改正 平成30年10月11日

(趣旨)

第1条 この規則は、一橋大学附属図書館規則（平成16年規則第178号）第5条第2項の規定に基づき、一橋大学附属図書館研究開発室（以下「研究開発室」という。）の組織及び業務等について必要な事項を定める。

(業務)

第2条 研究開発室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 歴史的資料の保存及び公開に関する調査研究
- 二 附属図書館の情報発信の機能強化に関する調査研究
- 三 その他図書館機能の強化に関する調査研究

(組織)

第3条 研究開発室は、室長及び室員をもって組織する。

- 2 室長は、附属図書館長をもって充てる。
- 3 室長は、研究開発室の業務を掌理する。
- 4 室員は、本学教員の中から室長が指名し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 室員は、研究開発室の業務に従事する。

(室員以外の協力者)

第4条 室長は、研究開発室の業務を推進するため、一橋大学教職員又は学外の有識者に協力を依頼することができる。

(事務)

第5条 研究開発室の事務は、学術・図書部学術情報課が行う。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年10月11日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に指名される室員の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

● 一橋大学附属図書館研究開発室年報 編集規程

平成24年11月16日

附属図書館長決裁

(目的)

1. 一橋大学附属図書館研究開発室年報（以下「本誌」という。）は、一橋大学附属図書館研究開発室（以下「研究開発室」という。）の年間の活動及び研究成果を公表することを主たる目的とし、併せて本学の図書館活動に関わる事業・調査・研究報告を掲載することとする。

(編集委員会)

2. 編集委員会を研究開発室内に設置する。編集委員会は、研究開発室長、研究開発室専任室員、学術・図書部長及び学術・図書部学術情報課長から構成し、本誌編集に関する業務を管掌する。

(校正)

3. 初校正及び再校正は、著者の責任で行う。

(著作権)

4. 本誌に掲載された著作物の著作権は著者に帰属する。ただし著者は、本誌を印刷物として発行すること、電子化しインターネットを通じて公開することを許諾する。

● 一橋大学附属図書館研究開発室年報 投稿規程

平成24年11月16日

附属図書館長決裁

1. 本誌の編集目的と合致する未発表原稿を、電子ファイルの状態で本学附属図書館研究開発室に投稿する。
2. 受理する電子ファイルは、プレーンテキストないし Microsoft Word 形式に限る。
3. 原稿には下記項目を記した投稿票を添付する。同票の形式は自由とし、電子メールで投稿する場合

はメール本文に記すのも可とする。原稿が論文の場合は (1)～(6)、報告の場合は (1)～(4) を必須記入事項とする。なお、共著の場合は、著者と所属の対応関係が分かるように記すこと。

(1) 原稿の種類：報告／論文

(2) タイトル（日本語、英語）

(3) 著者名（日本語表記、アルファベット表記）

(4) 所属（日本語、英語）

(5) 要旨（日本語で 250 字以内、およびその英訳）

(6) キーワード（5 点程度、日本語および英語）

4. 原稿は 1 段組みの横書きとし、1 頁あたり 40 文字、30 行で作成する。

5. 原稿は本文及び図表・図版、文末脚注を含め、20 頁以内とする。

6. 句読点は「、」「。」を使用し、英数字は半角、その他は全角で入力する。

7. 文献の書誌事項は、科学技術情報流通技術基準 SIST 02-2007「参照文献の書き方」に準拠する。

その他不明な点があれば、本誌編集委員会に照会する。